

改正後	改正前
<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p>	<p>学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p>
<p>第一条～第十一条 (略)</p>	<p>第一条～第十一条 (略)</p>
<p>(休暇の種類等)</p>	<p>(休暇の種類等)</p>
<p>第十二条 学校職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時間とする。</p>	<p>第十二条 学校職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p>
<p>2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇については有給とし、組合休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時間については、職員の給与に関する条例第十三条第一項(学校職員の給与に関する条例第十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p>	<p>2 年次休暇、病気休暇及び特別休暇については有給とし、組合休暇、介護休暇及び介護時間については、職員の給与に関する条例第十三条第一項(学校職員の給与に関する条例第十一条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十八条第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。</p>
<p>第十三条～第十六条 (略)</p>	<p>第十三条～第十六条 (略)</p>
<p><u>(子育て部分休暇)</u></p>	
<p><u>第十六条の二 子育て部分休暇は、学校職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 子育て部分休暇の時間は、一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p>	
<p>第十七条～第十七条の四 (略)</p>	<p>第十七条～第十七条の四 (略)</p>
<p>(病気休暇、特別休暇、組合休暇、<u>子育て部分休暇</u>、介護休暇及び介護時</p>	<p>(病気休暇、特別休暇、組合休暇、介護休暇及び介護時間の承認)</p>

間の承認)

第十八条 病気休暇、特別休暇（県教育委員会規則で定めるものを除く。）、組合休暇、子育て部分休暇、介護休暇及び介護時間については、県教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。

第十八条の二～第十九条 （略）

第十八条 病気休暇、特別休暇（県教育委員会規則で定めるものを除く。）、組合休暇、介護休暇及び介護時間については、県教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会の承認を受けなければならない。

第十八条の二～第十九条 （略）